

岡山県消費者教育推進計画に基づく教育委員会の取組

消費者ネットトラブル防止推進事業

1 目的

インターネットの普及・利用に伴い、児童・生徒が消費者被害や犯罪行為など各種ネットトラブルに巻き込まれる問題が深刻化していることから、消費者被害の未然防止を図るために、体験的な学習活動を取り入れた消費者教育を推進する。

また、情報を適切に活用し、情報の収集・発信により消費生活の向上を図り、様々な情報を読み解き活用できる消費者を育成する。

2 内容

(1) 対象

県内公立学校（小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の児童・生徒、教職員、保護者）及び教育委員会

(2) 方法等

- ① 消費者トラブルを疑似体験できる教材コンテンツを組み込んだタブレット端末セット（以下「教材パック」という）を学校等へ貸し出し、活用してもらうことにより、消費者被害の未然防止を図る。

〈児童・生徒〉

学校が児童・生徒にネットトラブルの疑似体験学習等を行い、消費者被害の未然防止のための知識を身に付ける。

〈教職員〉

教育委員会が教材パックを用いた教職員研修、説明会等を行い、ネットトラブルにおける児童・生徒の消費者被害について具体的に理解を深める。

〈保護者〉

学校が教材パックを用いた保護者向け研修会を開催し、保護者への啓発を行う。

- ② アンケート等による研修効果の検証、ネットワークやハードウェア等の運用の検証を行う。

(3) 今後の予定

7月中旬	学校、教育委員会への教材パック貸出の周知
8月27日（水）	教材パック貸出説明会
9月～2月	教材パック貸出
3月	研修効果等の検証

【参 考】 教材パックについて

- ・公立学校及び教育委員会へ1週間の貸出を行う。
- ・貸出セットの内容は、サーバ用PC、iPad（42台）、アクセスポイント。
- ・貸出は、県教育庁高校教育課及び県総合教育センター（情報教育部）が行う。
- ・インターネットへの接続は不要。無線LAN接続によるクラス内通信のみの安全な環境での体験学習が可能。
- ・SNS（グループチャット）やフィッシング詐欺等の疑似体験学習ができる。
- ・講義用の教材コンテンツ（パワーポイント形式）も提供する。
- ・授業だけでなく、教員研修やPTA研修でも利用できる。